

令和5年1月30日

令和5年1月鳥取県西部広域行政管理組合
議会臨時会議案

令和5年1月鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会議案

目 次

- 議案第1号 専決処分について（令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第4回））
- 議案第2号 鳥取県西部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 議案第3号 令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第5回）（別添）

議案第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和5年1月30日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊木隆司

- 1 処分件名 令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正
予算（補正第4回）
- 2 処分年月日 令和4年12月21日

議案第 2 号

鳥取県西部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の
一部を改正する等の条例の制定について

鳥取県西部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 30 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司

鳥取県西部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(鳥取県西部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県西部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例(昭和59年鳥取県西部広域行政管理組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
		目次			[新設]
		第1章 総則(第1条)			
		第2章 定年制度(第2条-第5条)			
		第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第11条)			
		第4章 定年前任用短時間勤務制(第12条・第13条)			
		第5章 雑則(第14条)			
		附則			
		第1章 総則			[新設]
		(趣旨)			(趣旨)
		第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関する必要な事項を定めるものとする。			第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関する必要な事項を定めるものとする。
		第2章 定年制度			[新設]
		(定年による退職)			(定年による退職)
		第2条 [省略]			第2条 [省略]
		(定年)			(定年)
		第3条 職員の定年は、年齢65年とする。			第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限内に従事させるため、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項又は第2項の規定による項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この項及び次項並びに第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合は、第9条第1項又は第2項の規定による項及び次項を管理監督職に限り適用し、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないこととする。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、当該職務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず、当該職務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該職務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかから該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限内を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。〔ただし書新設〕

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず、当該職務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその職務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めると

認めるときは、管理者の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えないこととできない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に、第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 [省略]

(定年に関する施策の調査等)

第5条 [省略]

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の給与等に関する条例（昭和47年鳥取県西部広域行政管理組合条例第6号）の規定においてその例によることとする。米子市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年米子市条例第48号）第13条第1項に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

きは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えないこととできない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 [省略]

(定年に関する施策の調査等)

第5条 [省略]

[新設]

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経歴等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。) (以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちでできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員その他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める

職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる

る場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務に上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（第3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期

間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をすることを、あらかじめ職員の同意を得なければならぬ。

(異勤期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異勤期間を延長した場合において、当該異勤期間の末日の到来前に当該異勤期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をすることをとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、鳥取県西部広域行政管理組合規約（昭和47年6月1日許可）第2条に規定する組合を組織する市町村の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用する

[新設]

ことができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 [省略]

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「情報提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日以後で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の意思の確認に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経

[新設]

附 則

[新設]

[省略]

[新設]

[新設]

過職員」という。)を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

備考 表中の「」の記載は、注記である。

(鳥取西部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取西部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年鳥取西部広域行政管理組合条例第12号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(報告事項)	第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(4) [省略]	第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(4) [省略]	(報告事項)	第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(4) [省略]	
備考 表中の「」の記載は、注記である。					

(鳥取西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年鳥取西部広域行政管理組合条例第6号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(会計年度任用職員の給料) 第5条 会計年度任用職員の給料は、給与条例別表第1の職務の級1級の欄(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員以外の項の部分に限る。)に定める額の給料を支給する。			(会計年度任用職員の給料) 第5条 会計年度任用職員の給料は、給与条例別表第1の職務の級1級の欄(再任用職員以外の職員以外の項の部分に限る。)に定める額の給料を支給する。		

(鳥取県西部広域行政管理組合職員の再任用に関する条例の廃止)

第4条 鳥取県西部広域行政管理組合職員の再任用に関する条例(平成14年鳥取県西部広域行政管理組合条例第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第1条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の鳥取県西部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、第1条の規定による改正後の鳥取県西部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。))第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、管理者の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日)をいう。以下この項において同じ。)から基準日の属する年の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の属する年の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日で

ある場合には、施行日の前日に旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地

方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならぬ。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、関係市町村（鳥取県西部広域行政管理組合規約（昭和47年6月1日許可）第2条に規定する組合を組織する市町村をいう。次項並びに附則第6条第1項及び第2項において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者に相当する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、関係市町村における同項各号に掲げる者に相当する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職

員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、関係市町村における附則第3条第1項各号に掲げる者に相当する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、関係市町村における附則第3条第2項各号に掲げる者に相当する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下同じ。）から基準日の属する年の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定

年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

専 決 処 分 書

令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合補正予算書

専 決 書 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算について、次のとおり専決処分する。

令和4年12月21日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司

令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第4回）

令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,092千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,055,012千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		4,562,423	19,092	4,581,515
	1 負担金	4,562,423	19,092	4,581,515
歳入	合 計	5,035,920	19,092	5,055,012

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		180,924	839	181,763
	1 総務管理費	180,924	839	181,763
3 民生費		47,187	43	47,230
	1 社会福祉費	47,187	43	47,230
4 衛生費		1,673,462	661	1,674,123
	2 清掃費	1,511,254	661	1,511,915
5 消防費		2,666,227	17,549	2,683,776
	1 消防費	2,666,227	17,549	2,683,776
歳出	合 計	5,035,920	19,092	5,055,012

令和4年度

補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	4,562,423	19,092	4,581,515
歳入合計	5,035,920	19,092	5,055,012

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	180,924	839	181,763	—	—	—	839
3 民生費	47,187	43	47,230	—	—	—	43
4 衛生費	1,673,462	661	1,674,123	—	—	—	661
5 消防費	2,666,227	17,549	2,683,776	—	—	—	17,549
歳出合計	5,035,920	19,092	5,055,012	—	—	—	19,092

2 歳入

(款) 1 分担金及び負担金 (項) 1 負担金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 市町村負担金	4,541,585	19,092	4,560,677	1 負担金	19,092	市町村負担金
計	4,562,423	19,092	4,581,515			

3 歳出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明			
				特定財源		一般財源	節				
				国庫支出金	地方債				その他	区分	金額
1 一般管理費	100,814	662	101,476	-	-	-	662	2 給料	86	一般管理費人件費	662
								3 職員手当等	576		
2 企画調整費	29,198	90	29,288	-	-	-	90	2 給料	13	企画調整費人件費	90
								3 職員手当等	77		
3 施設管理費	50,912	87	50,999	-	-	-	87	2 給料	2	施設管理費人件費	87
								3 職員手当等	85		
計	180,924	839	181,763	-	-	-	839				

(単位：千円)

(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額	明		
				国庫支出金	地方債						その他
1 介護認定審査会費	39,431	43	39,474	-	-	-	43	3 職員手当等		43	介護認定審査会費人件費
計	47,187	43	47,230	-	-	-	43				

(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費

1 不燃物処理費	450,671	289	450,960	-	-	-	289	2 給料	7	不燃物処理費人件費	289
								3 職員手当等	282		
2 最終処分費	792,550	41	792,591	-	-	-	41	3 職員手当等	41	最終処分費人件費	41
3 ごみ処理施設建設費	70,554	174	70,728	-	-	-	174	3 職員手当等	174	ごみ処理施設建設費人件費	174
4 米子浄化場処理費	197,479	157	197,636	-	-	-	157	2 給料	13	浄化場処理費人件費	157
								3 職員手当等	144		
計	1,511,254	661	1,511,915	-	-	-	661				

(項) 1 消防費

(款) 5 消防費

1 常備消防費	2,436,773	17,549	2,454,322	-	-	-	17,549	2 給料	4,935	消防局人件費	17,549
								3 職員手当等	11,732		
								4 共済費	882		
計	2,666,227	17,549	2,683,776	-	-	-	17,549				

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(32) 328	34,372	1,181,208	811,739	2,027,319	389,121	2,416,440	
補正前	(32) 332	34,372	1,176,152	798,585	2,009,109	388,239	2,397,348	
比較	(0) △4	0	5,056	13,154	18,210	882	19,092	

※ () 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職特別 勤務手当 (千円)	扶養手当 (千円)
		補正後	17,307	69,292	16,528	13,224	226
補正前	17,307	68,827	16,528	13,224	226	45,558	
比較		-	465	-	-	-	-
区分	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	
	21,625	30,721	2,016	278,630	206,612	110,000	
	21,625	30,721	2,016	276,894	195,659	110,000	
比較	-	-	-	1,736	10,953	-	-

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考
給料	5,056	給与改定に伴う増額分 5,056		
職員手当等	13,154	給与改定に伴う増額分 13,154	465 1,736 10,953 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当	

令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合補正予算書

議案第3号

令和4年度鳥取西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第5回）

令和4年度鳥取西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,402千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,042,610千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年1月30日提出

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1	分担金及び負担金		4,581,515	△117,790	4,463,725
		1 負担金	4,581,515	△117,790	4,463,725
2	使用料及び手数料		46,704	1,812	48,516
		1 使用料	34,052	1,385	35,437
		2 手数料	12,652	427	13,079
3	県支出金		34,802	85	34,887
		1 県補助金	34,802	85	34,887
4	財産収入		22,184	40	22,224
		2 財産売払収入	22,134	40	22,174
5	繰入金		171,788	26,913	198,701
		1 基金繰入金	171,788	26,913	198,701
6	繰越金		1	36,200	36,201
		1 繰越金	1	36,200	36,201
7	諸収入		26,618	19,438	46,056
		1 雑入	26,618	19,438	46,056
8	組合債		171,400	20,900	192,300
		1 組合債	171,400	20,900	192,300
	歳入	合 計	5,055,012	△12,402	5,042,610

(単位：千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1	議会費		1,162	△39	1,123
		1 議会費	1,162	△39	1,123
2	総務費		181,763	11,826	193,589
		1 総務管理費	181,763	11,826	193,589
3	民生費		47,230	△2,983	44,247
		1 社会福祉費	47,230	△2,983	44,247
4	衛生費		1,674,123	△21,402	1,652,721
		1 保健衛生費	162,208	2,883	165,091
		2 清掃費	1,511,915	△24,285	1,487,630
5	消防費		2,683,776	488	2,684,264
		1 消防費	2,683,776	488	2,684,264
6	公債費		456,958	△292	456,666
		1 公債費	456,958	△292	456,666
	歳出	合計	5,055,012	△12,402	5,042,610

第 2 表 地 方 債 補 正

区 分	起債の目的	限度額		起債の方法	利 率	償還の方法
		補正前	補正後			
変 更	消 防 施 設 整 備 事 業 費	171,400	千円	普通貸借又は証券発行	年 5 % 以 内	政府、その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り替えることができる。
		192,300				
	計	171,400				
		192,300				

令和4年度

補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	4,581,515	△117,790	4,463,725
2 使用料及び手数料	46,704	1,812	48,516
3 県支出金	34,802	85	34,887
4 財産収入	22,184	40	22,224
5 繰入金	171,788	26,913	198,701
6 繰越金	1	36,200	36,201
7 諸収入	26,618	19,438	46,056
8 組合債	171,400	20,900	192,300
歳入合計	5,055,012	△12,402	5,042,610

(単位：千円)

(歳 出)	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特 定 財 源		一 般 財 源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	議会費	1,162	△39	1,123				△39
2	総務費	181,763	11,826	193,589			24,855	△13,029
3	民生費	47,230	△2,983	44,247			757	△3,740
4	衛生費	1,674,123	△21,402	1,652,721	△26		28,324	△49,700
5	消防費	2,683,776	488	2,684,264	111	20,900	30,216	△50,739
6	公債費	456,958	△292	456,666			341	△633
	歳 出 合 計	5,055,012	△12,402	5,042,610	85	20,900	84,493	△117,880

2 歳入

(款) 1 分担金及び負担金 (項) 1 負担金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	金額	
1 市町村負担金	4,560,677	△117,880	4,442,797	1 負担金	△117,880	市町村負担金
3 衛生費特別負担金	6,170	90	6,260	1 再生資源分別業務負担金	90	再生資源分別業務負担金
計	4,581,515	△117,790	4,463,725			

(款) 2 使用料及び手数料 (項) 1 使用料

1 衛生使用料	33,445	864	34,309	1 火葬場使用料	864	火葬場使用料
2 消防使用料	607	521	1,128	1 消防施設使用料	521	消防施設使用料
計	34,052	1,385	35,437			

(款) 2 使用料及び手数料 (項) 2 手数料

2 衛生手数料	7,478	△472	7,006	1 清掃手数料	△472	不燃物処理手数料
3 消防手数料	5,174	899	6,073	1 消防手数料	813	危険物手数料
				2 火薬類手数料	86	火薬類手数料
計	12,652	427	13,079			

(款) 3 県支出金 (項) 1 県補助金

1 衛生費県補助金	30,559	△26	30,533	1 保健衛生費県補助金	△26	病院群輪番制病院小児救急医療支援事業補助金
2 消防費県補助金	4,243	111	4,354	1 消防費県補助金	111	火薬類等事務交付金
計	34,802	85	34,887			

(単位：千円)

(項) 2 財産売却収入

(款) 4 財産収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	金額	
2 物品売却収入	240	40	280	1 物品売却収入	40	不用品売却収入
計	22,134	40	22,174			

(項) 1 基金繰入金

(款) 5 繰入金

1 退職積立基金繰入金	110,000	26,913	136,913	1 退職積立基金繰入金	26,913	退職積立基金繰入金
計	171,788	26,913	198,701			

(項) 1 繰越金

(款) 6 繰越金

1 繰越金	1	36,200	36,201	1 前年度繰越金	36,200	前年度繰越金
計	1	36,200	36,201			

(項) 1 雑入

(款) 7 諸収入

1 雑入	26,618	19,438	46,056	1 雑入	19,438	災害共済金 1,210 高速自動車道救急業務支弁金 △1,078 再生用有価物売却収入 18,044 複写機使用料 5 光熱水費使用料 30 宿舍使用料 192 地方公務員災害補償基金過納額還付金 149 返戻金 38 金属等売却収入 56
------	--------	--------	--------	------	--------	---

(款) 7 諸収入

(項) 1 雑入

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区	分		
						新型コロナウイルス感染症患者移送協力金	732
						公務災害防止事業経費助成金	60
計	26,618	19,438	46,056				

(款) 8 組合債

(項) 1 組合債

1 消防債	171,400	20,900	192,300	1 消防債	20,900	消防施設整備事業	
計	171,400	20,900	192,300				

3 歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特	財源		区分	金額		
					定	源				他
1 議会費	1,162	△39	1,123			一般財源	8 旅費	△12	議会運営事業	△39
							11 役務費	△45		
							12 委託料	18		
計	1,162	△39	1,123			△39				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	101,476	16,747	118,223	24,399	△7,652	1 報酬	△722	特別職報酬等	△4
						2 給料	△1,206	一般管理費人件費	△516
						3 職員手当等	107	一般管理事務費	△750
						4 共済費	354	事務局職員研修事業	△123
						8 旅費	△49	職員福利厚生事業 (一般管理費)	30
						10 需用費	△136	財政調整基金積立金	18,110
						11 役務費	0		
						12 委託料	△175		
						17 備品購入費	△11		
						18 負担金補助及び交付金	475		
						24 積立金	18,110		

(単位：千円)

(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明						
				特 定 財 源	一般財源		区 分	金額							
				国 庫 支 出 金	地 方 債 そ の 他										
2 企画調整費	29,288	1,347	30,635			1,347	2 給料	302	企画調整費人件費	1,350					
							3 職員手当等	766	企画調整事務費	△3					
							4 共済費	282							
							12 委託料	8							
							18 負担金補助及び交付金	△11							
3 施設管理費	50,999	△6,268	44,731	456	△6,724	2 給料	△2,677	施設管理費人件費	△4,847						
						3 職員手当等	△1,263	環境企画室事務費	△87						
						4 共済費	△907	建築工事担当事務費	△367						
						8 旅費	△95	職員福利厚生事業 (施設管理費)	△6						
						10 需用費	△196	旧老人福祉施設管理事業	△723						
						11 役務費	△123	旧灰溶融施設管理事業	△198						
						12 委託料	△844	旧し尿処理施設管理事業	△40						
						13 使用料及び賃借料	△262								
						18 負担金補助及び交付金	99								
						計	181,763	11,826	193,589	24,855	△13,029				

(単位：千円)

(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	一般財源	区 分	金 額		
								国県支出金	
1 介護認定 審査会費	39,474	△2,961	36,513		△3,507	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金補助及 び交付金	87 △2,481 △369 △594 53 389 △27 △19	介護認定審査会費人件費 介護認定審査会運営事業 職員福利厚生事業 (介護認定審査 会費)	△3,373 453 △41
2 障害認定 審査会費	7,756	△22	7,734		△233	3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料	△18 2 △12 △22 36 △8	障害認定審査会費人件費 障害認定審査会運営事業 職員福利厚生事業 (障害認定審査 会費)	24 △38 △8
計	47,230	△2,983	44,247		△3,740				

(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費

1 保健衛生 総務費	76,743	△501	76,242	△26	△999	18 負担金補助及 び交付金	△501	病院群輪番制病院助成事業	△501
2 火葬場費	85,465	3,384	88,849		1,682	10 需用費	4,024	火葬場運営事業	3,998

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	一般財源		区 分	金 額		
					国 庫 支 出 金	地 方 債 の 他				
							12 委 託 料	△26	火葬場維持・補修事業	△614
							14 工 事 請 負 費	△614		
計	162,208	2,883	165,091	△26	2,226	683				

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 不燃物処 理費	450,960	△18,936	432,024	22,325	△41,261	1 報 酬	△1	不燃物処理費人件費	267
						2 給 料	706	不燃物処理施設事務費	△702
						3 職 員 手 当 等	△917	不燃物処理施設運転事業	△721
						4 共 済 費	205	不燃物処理施設維持・補修事業	△16,016
						8 旅 費	△21	不燃物残さ外部処理事業	△1,733
						10 需 用 費	6,671	職員福利厚生事業 (不燃物処理費	
						11 役 務 費	24)		△31
						12 委 託 料	△9,233		
						13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△19		
						14 工 事 請 負 費	△15,965		
						17 備 品 購 入 費	△372		
						18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△14		
2 最終処分 費	792,591	△822	791,769	85	△907	3 職 員 手 当 等	124	最終処分費人件費	246
						4 共 済 費	122	最終処分場事務費	△45

(単位：千円)

(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	金額	説明	
				特定財源	一般財源					区分
					国庫支出金	地方債				
							84	浄化場維持・補修事業		
							12,482	浄化場し渣等外部処理事業		
							56			
							△4,606			
							△11,388			
							△19			
計	1,511,915	△24,285	1,487,630		26,098	△50,383				

(項) 1 消防費

(款) 5 消防費

1 常備消防費	2,454,322	5,859	2,460,181	111	30,176	△24,428	△10,630	消防局人件費	△210
							8,188	消防局総務課事務費	△410
							2,232	消防職員派遣・研修事業	△190
							△8	消防吏員採用・昇任試験事業	△75
							△222	消防吏員抗体検査及びワクチン接種事業	△1,937
							9,784	消防庁舎維持管理事業	7,582
							△2,463	職員福利厚生事業 (消防局)	△149
							△328	権限移譲 (火薬類、液化石油ガス) 事業	△65

(款) 5 消防費 (項) 1 消防費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	一般財源	区 分	金 額		
						17 備品購入費	△86	火災予防研修事業	△21
						18 負担金補助及び交付金	△412	警防活動事業 警防訓練・研修事業 警防活動資格取得事業 消火薬剤整備事業 救急業務等啓発事業 安全運転管理事業 消防指令機器等維持管理事業	1,422 △493 △430 △427 △234 △4
2 消防施設費	229,454	△5,371	224,083	20,900	40	17 備品購入費	△5,371	除雪機配備事業	△13
計	2,683,776	488	2,684,264	20,900	30,216		△50,739	消防車両更新事業	△5,358

(款) 6 公債費 (項) 1 公債費

1 元金	451,375	0	451,375		341	△341		財源組替	
2 利子	5,583	△292	5,291			△292	△292	22 償還金、利子及び割引料	△292
計	456,958	△292	456,666		341	△633			

給与費明細書

I 特別職

区分	職員数 (人)	給				与				費	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給率 (千円) (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)				
補正後	長等	10	410	-	-	-	-	-	-	-	410	410	
	議員	16	445	-	-	-	-	-	-	-	445	445	
	その他の特別職	130	21,270	-	-	-	-	-	-	-	21,270	21,270	
	計	156	22,125	-	-	-	-	-	-	-	22,125	22,125	
補正前	長等	10	410	-	-	-	-	-	-	-	410	410	
	議員	16	445	-	-	-	-	-	-	-	445	445	
	その他の特別職	131	21,285	-	-	-	-	-	-	-	21,285	21,285	
	計	157	22,140	-	-	-	-	-	-	-	22,140	22,140	
比較	長等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	議員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の特別職	△1	△15	-	-	-	-	-	-	-	△15	△15	
	計	△1	△15	-	-	-	-	-	-	-	△15	△15	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)			
補正後	(32) 327	33,749	1,165,268	814,040	390,893	2,403,950	
補正前	(32) 332	34,372	1,181,208	811,739	389,121	2,416,440	
比較	(0) △5	△623	△15,940	2,301	1,772	△12,490	

※ () 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職特別 勤務手当 (千円)	扶養手当 (千円)
		補正後	16,297	78,966	16,528	18,823	226
補正前	17,307	69,292	16,528	13,224	226	45,558	
比較	△1,010	9,674	-	5,599	-	1,031	
区分	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	
	補正後	23,900	30,121	1,096	242,533	202,048	136,913
補正前	21,625	30,721	2,016	278,630	206,612	110,000	
比較	2,275	△600	△920	△36,097	△4,564	26,913	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考
給料	△15,940	給与改定に伴う増減分	—	
		その他の減額分	△15,940	人事異動、中途退職等による減
職員手当等	2,301	給与改定に伴う増減分	—	
		その他の増減分	2,301	管理職手当 △1,010 人事異動による減
				時間外勤務手当 9,674 実績の増
				特殊勤務手当 5,599 実績の増
				扶養手当 1,031 実績の増
				住居手当 2,275 実績の増
				通勤手当 △600 実績の減
				単身赴任手当 △920 実績の減
				期末・勤勉手当 △40,661 人事異動、中途退職等による減
				退職手当 26,913 中途退職による増

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに当該
年度末における現在高の見込みに関する調書（補正第5回）

(単位：千円)

区 分	前 前 年 度 末 高 現 在	前 年 度 末 高 現 在	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 高 現 在 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	—	
			補 正 前	補 正 後			
社 会 福 祉 債	27,316	—	—	—	—	—	
保 健 衛 生 債	345,560	309,300	—	—	36,260	273,040	
清 掃 債	351,328	269,902	—	—	65,834	204,069	
消 防 債	810,034	678,108	171,400	192,300	166,885	703,523	
退 職 手 当 債	646,854	464,458	—	—	182,396	282,062	
合 計	2,181,092	1,721,768	171,400	192,300	451,375	1,462,694	

条例	1件
予算	2件
単行議案	0件
計	3件

令和5年1月鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会議案概要

(令和5年1月30日)

議案番号	案 件	主管課	説 明
第1号	専決処分について(令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算(補正第4回))	事務局 総務課	処分年月日 令和4年12月21日 「専決処分書(令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合補正予算書)」 「令和4年度一般会計補正予算(補正第4回)概要」のとおり
第2号	鳥取県西部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について。	事務局 総務課	(制定理由) 国家公務員の定年が引き上げられることを踏まえ、地方公務員法の一部改正により管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度等が設けられることに伴い、職員の定年を段階的に年齢65年に引き上げるほか、所要の整備を行うもの。 (主な制定内容) 1 鳥取県西部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例の一部改正関係 (1) 職員の定年を、段階的に65歳まで引き上げることとする。 (2) 管理監督職の範囲、管理監督職勤務上限年齢その他管理監督職勤務上限年齢に関し必要な事項を定めることとする。 (3) 60歳以後に退職した職員を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとする。 (4) 定年を段階的に引き上げる期間において、定年退職した者を、1年を超えない範囲内の任期で採用すること(暫定再任用)ができることとする。 (5) 再任用制度の廃止及び定年前再任

			<p>用短時間勤務制の導入に伴い、必要な規定の整理を行うこととする。</p> <p>2 鳥取県西部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正関係</p> <p>(1) 再任用制度（短時間勤務）の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、引用する規定の整理を行うもの。</p> <p>3 鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正関係</p> <p>(1) 再任用制度（短時間勤務）の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入により、本組合が例とする米子市一般職の給与に関する条例が改正されたことに伴い、引用する規定の整理を行うもの。</p> <p>4 鳥取県西部広域行政管理組合職員の再任用に関する条例の廃止関係</p> <p>(1) 鳥取県西部広域行政管理組合職員の再任用に関する条例を廃止することとする。</p> <p>(施行期日) 令和5年4月1日（一部公布の日）</p>
第3号	令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第5回）	事務局 総務課	<p>「令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合補正予算書」</p> <p>「令和4年度一般会計補正予算（補正第5回）概要」のとおり</p>

令和4年度一般会計補正予算（補正第4回）概要

1 対象事業 一般管理費人件費ほか

2 歳入歳出予算の補正

- 第4回補正額 1909万2千円
補正後の予算額 50億5501万2千円
- 市町村負担金補正額 1909万2千円
補正後の市町村負担金の額 45億6067万7千円

3 専決処分年月日 令和4年12月21日

4 専決処分の理由

令和4年12月21日付で、本組合が例とする「米子市一般職の職員の給与に関する条例」が人事院勧告に準じて改正されたことにより、年内に職員へ給与の差額を支給する必要がある、その支給に係る補正予算措置について議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、専決処分を行ったもの（地方自治法第179条第1項）

5 補正の内容

- (1) 給料月額及び勤勉手当の支給割合の引上げによる勤勉手当の増額 10,953千円
- ア 勤勉手当の支給割合
- ① 再任用職員以外の職員
 - ・ 特定管理職員以外の職員 95/100 ⇒ 105/100 (+10/100)
 - ・ 特定管理職員 115/100 ⇒ 125/100 (+10/100)
 - ② 再任用職員 45/100 ⇒ 50/100 (+5/100)
- (2) 給料月額及び引上げによる給料、期末手当及び時間外勤務手当の増額 7,257千円
- ア 給料の増額 5,056千円
- イ 期末手当の増額 1,736千円
- ウ 時間外勤務手当の増額 465千円
- (3) 給与の支給額の増による共済費の増額 882千円

6 補正予算額

【歳入】

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 市町村負担金	4,541,585	19,092	4,560,677	1 負担金	19,092	市町村負担金
2 輪番制整備費特別負担金	14,668		14,668			
3 衛生費特別負担金	6,170		6,170			
計	4,562,423	19,092	4,581,515			

【歳出】

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	100,814	662	101,476		662	2 給料	86	一般管理費人件費 662 ・一般職給 86 ・時間外勤務手当 140 ・期末手当 26 ・勤勉手当 410
						3 職員手当等	576	
2 企画調整費	29,198	90	29,288		90	2 給料	13	企画調整費人件費 90 ・一般職給 13 ・時間外勤務手当 1 ・期末手当 3 ・勤勉手当 73
						3 職員手当等	77	
3 施設管理費	50,912	87	50,999		87	2 給料	2	施設管理費人件費 87 ・一般職給 2 ・期末手当 2 ・勤勉手当 83
						3 職員手当等	85	
計	180,924	839	181,763		839			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 介護認定審査会費	39,431	43	39,474		43	3 職員手当等	43	介護認定審査会費人件費 43 ・勤勉手当 43
2 障害認定審査会費	7,756	0	7,756					
計	47,187	43	47,230		43			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 不燃物処理費	450,671	289	450,960		289	2 給料	7	不燃物処理費人件費 289 ・一般職給 7 ・時間外勤務手当 3 ・期末手当 2 ・勤勉手当 277
						3 職員手当等	282	
2 最終処分費	792,550	41	792,591		41	3 職員手当等	41	最終処分費人件費 41 ・勤勉手当 41
3 ごみ処理施設建設費	70,554	174	70,728		174	3 職員手当等	174	ごみ処理施設建設費人件費 174 ・勤勉手当 174
4 米子浄化場処理費	197,479	157	197,636		157	2 給料	13	浄化場処理費人件費 157 ・一般職給 13 ・時間外勤務手当 2 ・期末手当 34 ・勤勉手当 108
						3 職員手当等	144	
計	1,511,254	661	1,511,915		661			

(款) 5 消防費

(項) 1 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 常備消防費	2,436,773	17,549	2,454,322		17,549	2 給料	4,935	消防局人件費 17,549 ・一般職給 4,935 ・時間外勤務手当 319 ・期末手当 1,669 ・勤勉手当 9,744 ・共済組合負担金 868 ・互助会負担金 14
						3 職員手当等	11,732	
						4 共済費	882	
2 消防施設費	229,454	0	229,454					
計	2,666,227	17,549	2,683,776		17,549			

7 市町村負担金

【市町村負担金】

(単位：千円)

市町村名	現計予算額 ①	第4回補正額 ②	第4回補正後 ③(①+②)
米子市	2,615,455	10,655	2,626,110
境港市	520,219	2,609	522,828
日吉津村	124,705	459	125,164
大山町	365,919	1,605	367,524
南部町	259,554	1,107	260,661
伯耆町	275,191	1,160	276,351
日南町	157,359	648	158,007
日野町	112,253	441	112,694
江府町	110,930	408	111,338
合計	4,541,585	19,092	4,560,677

令和4年度一般会計補正予算(補正第5回)概要

1 歳入歳出予算の補正

●令和4年度第5回補正額 Δ 1240万2千円
補正後の予算額 50億4261万円

●市町村負担金補正額 Δ 1億1788万円
補正後の市町村負担金額 44億4279万7千円

2 補正理由

事業費の実績見込みなどによる予算の増減のほか、前年度決算に基づく繰越金の財源充当などに伴い、予算措置が必要となったものについて、補正を行うもの。

3 主な補正内容

歳入 (単位:千円)

項 目	金 額
前年度決算剰余金の確定に伴う繰越金の増額	36,200
退職者数増による退職積立基金繰入金増額	26,913
売却単価の上昇による再生用有価物売払収入の増額	18,044
古峠山多重無線装置更新事業に係る起債額の増額	24,900

歳出 (単位:千円)

項 目	金 額
財政調整基金積立金の増額	18,110
不燃物処理施設維持・補修事業の減額	Δ 16,016
浄化場運転事業の増額	7,606
浄化場維持・補修事業の減額	Δ 10,812
消防庁舎維持管理事業の増額	7,582
消防車両更新事業の減額	Δ 5,358

4 市町村負担金(特別負担金を除く)

(単位:千円)

市 町 村 名	当初予算 ①	現計予算額 ②	第5回補正後 ③	現計予算との 比較 (③-②)	当初予算との 比較 (③-①)
米 子 市	2,560,574	2,626,110	2,543,153	Δ 82,957	Δ 17,421
境 港 市	508,877	522,828	509,197	Δ 13,631	320
日 吉 津 村	118,819	125,164	123,124	Δ 2,040	4,305
大 山 町	364,002	367,524	358,391	Δ 9,133	Δ 5,611
南 部 町	256,810	260,661	257,030	Δ 3,631	220
伯 耆 町	271,605	276,351	272,168	Δ 4,183	563
日 南 町	153,034	158,007	157,936	Δ 71	4,902
日 野 町	107,916	112,694	111,662	Δ 1,032	3,746
江 府 町	105,111	111,338	110,136	Δ 1,202	5,025
計	4,446,748	4,560,677	4,442,797	Δ 117,880	Δ 3,951

【歳入】

(単位:千円)

区	分	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		4,581,515	△117,790	4,463,725
市町村負担金	市町村負担金(9市町村)	4,560,677	△117,880	4,442,797
輪番制設備整備費特別負担金	病院群輪番制病院設備整備費負担金(米子市、境港市)	14,668	0	14,668
衛生費特別負担金	再生資源分別業務負担金(米子市)	6,170	90	6,260
2 使用料及び手数料		46,704	1,812	48,516
衛生使用料	火葬場使用料、不燃物処理施設使用料	33,445	864	34,309
消防使用料	消防施設使用料	607	521	1,128
総務手数料	情報公開手数料	0	0	0
衛生手数料	不燃物処理手数料	7,478	△472	7,006
消防手数料	危険物手数料、火薬類手数料、情報公開手数料	5,174	899	6,073
3 県支出金		34,802	85	34,887
衛生費県補助金	病院群輪番制病院小児救急医療支援事業補助金、病院群輪番制病院設備整備費補助金(米子市、境港市)	30,559	△26	30,533
消防費県補助金	消防防災ヘリコプター運航調整交付金、火薬類等事務交付金、航空救命士派遣調整交付金	4,243	111	4,354
4 財産収入		22,184	40	22,224
財産貸付収入	土地貸付料	17	0	17
利子及び配当金	退職積立基金利子、財政調整基金利子	33	0	33
不動産売払収入	組合有地売払収入、組合所有建物売払収入	21,894	0	21,894
物品売払収入	不用品売払収入	240	40	280
5 繰入金		171,788	26,913	198,701
退職積立基金繰入金	退職積立基金繰入金	110,000	26,913	136,913
財政調整基金繰入金	財政調整基金繰入金	61,788	0	61,788
6 繰越金		1	36,200	36,201
繰越金	前年度繰越金	1	36,200	36,201
7 諸収入		26,618	19,438	46,056
雑入	要介護状態審査判定料、災害共済金、不適物処分負担金、再生用有価物売払収入、光熱水費使用料、金属等売払収入、私用電話料、高速自動車道救急業務支弁金、宿舍使用料、新型コロナウイルス感染症患者移送協力金、公務災害防止事業経費助成金、複写機使用料	26,618	19,438	46,056
8 組合債		171,400	20,900	192,300
消防債	消防施設整備事業	171,400	20,900	192,300
合計		5,055,012	△12,402	5,042,610

○歳入の主な内容

(単位：千円)

区 分	補正額	主 な 内 容
1 分担金及び負担金 市町村負担金	△117,880	前年度決算剰余金の確定に伴う繰越金の増額及び 事業費の実績見込み減に伴う減額 △117,880
5 繰入金 退職積立基金繰入金	26,913	退職手当支給対象者の増(5名→10名)による退職積立 基金繰入金の増額 26,913
6 繰越金 繰越金	36,200	前年度決算剰余金の確定に伴う繰越金の増額 36,200
7 諸収入 雑入	19,438	売却単価の上昇による再生用有価物売払収入の増額 18,044 米子浄化場出口扉接触事故に係る災害共済金の収入に よる増額 1,210 高速自動車道救急業務支弁金額の確定による減額 △1,078
8 組合債 消防債	20,900	消防局古峠山多重無線装置更新事業に係る起債額の増額 24,900 消防車両購入に係る契約額の確定による消防債の減額 △4,000

【歳出】

(行政目的別)

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		1,162	△39	1,123
議会費	議会運営事業ほか	1,162	△39	1,123
2 総 務 費		181,763	11,826	193,589
一般管理費	一般管理事務費ほか	101,476	16,747	118,223
企画調整費	企画調整事務費ほか	29,288	1,347	30,635
施設管理費	環境企画室事務費ほか	50,999	△6,268	44,731
3 民 生 費		47,230	△2,983	44,247
介護認定審査会費	介護認定審査会運営事業ほか	39,474	△2,961	36,513
障害認定審査会費	障害認定審査会運営事業ほか	7,756	△22	7,734
4 衛 生 費		1,674,123	△21,402	1,652,721
保健衛生総務費	病院群輪番制病院助成事業	76,743	△501	76,242
火葬場費	火葬場運営事業ほか	85,465	3,384	88,849
不燃物処理費	不燃物処理施設運転事業ほか	450,960	△18,936	432,024
最終処分費	最終処分場委託事業ほか	792,591	△822	791,769
ごみ処理施設建設費	ごみ処理施設用地取得事業ほか	70,728	△1,170	69,558
米子浄化場処理費	浄化場運転事業ほか	197,636	△3,357	194,279
5 消 防 費		2,683,776	488	2,684,264
常備消防費	警防活動事業ほか	2,454,322	5,859	2,460,181
消防施設費	大山消防署庁舎大規模改修事業ほか	229,454	△5,371	224,083
6 公 債 費		456,958	△292	456,666
元 金	起債償還元金	451,375	0	451,375
利 子	起債償還利子ほか	5,583	△292	5,291
7 予 備 費	予備費	10,000	0	10,000
合 計		5,055,012	△12,402	5,042,610

(性質別)

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	
人 件 費	報酬、給料、職員手当等ほか	2,440,572	△12,517	2,428,055
物 件 費	旅費、交際費、需用費ほか	1,135,448	12,969	1,148,417
維持補修費	修繕料ほか(施設等の維持管理に係るもの)	190,674	△26,928	163,746
扶 助 費	扶助費	31,130	2,375	33,505
補 助 費 等	負担金補助及び交付金ほか	86,985	△761	86,224
普通建設事業費	投資的事業に係る経費ほか	299,636	△5,358	294,278
公 債 費	償還金、利子	456,958	△292	456,666
積 立 金	積立金	33	18,110	18,143
貸 付 金	貸付金	403,576	0	403,576
そ の 他	予備費	10,000	0	10,000
合 計		5,055,012	△12,402	5,042,610

○歳出の主な内容（行政目的別）

（単位：千円）

区 分	主な事業名	補正額	内 容
2 総務費			
一般管理費		16,747	
	一般管理費人件費	△516	人事異動による給料等の減額ほか
	一般管理事務費	△750	会計年度任用短時間勤務職員の雇用実績による報酬等の減額ほか
	財政調整基金積立金	18,110	令和3年度決算額の確定による財政調整基金積立金の増額
企画調整費		1,347	
	企画調整費人件費	1,350	人事異動による給料等の増額ほか
施設管理費		△6,268	
	施設管理費人件費	△4,847	人事異動による給料等の減額ほか
	旧老人福祉施設管理事業	△723	契約実績による産業廃棄物処分委託料等の減額ほか
3 民生費			
介護認定審査会費		△2,961	
	介護認定審査会費人件費	△3,373	人事異動による給料等の減額ほか
4 衛生費			
保健衛生総務費		△501	
	病院群輪番制病院助成事業	△501	補助対象日数の減による補助金の減額
火葬場費		3,384	
	火葬場運営事業	3,998	LPガス及び電気料金の単価高騰に伴う光熱水費の増額ほか
	火葬場維持・補修事業	△614	契約実績による工事請負費の減額

(単位：千円)

区 分	主な事業名	補正額	内 容
不燃物処理費	不燃物処理施設事務費	△18,936 △702	契約実績による委託料の減額ほか
	不燃物処理施設運転事業	△721	契約実績による委託料の減額、LPガス及び電気料金の単価高騰に伴う光熱水費の増額ほか
	不燃物処理施設維持・補修事業	△16,016	契約実績による工事請負費等の減額
	不燃物残さ外部処理事業	△1,733	契約実績による委託料の減額ほか
最終処分費	最終処分場委託事業	△822 △1,023	契約実績による委託料の減額
	ごみ処理施設建設費	△1,170 △1,900	時間外勤務手当の実績及び見込みによる減額ほか
ごみ処理施設建設費	ごみ処理施設建設費人件費	869	広報誌の発行回数の増加による委託料等の増額
	ごみ処理施設整備広報事業		
米子浄化場処理費	浄化場運転事業	△3,357 7,606	電気料金の単価高騰による光熱水費の増額ほか
	浄化場維持・補修事業	△10,812	契約実績による工事請負費の減額ほか
	5 消防費 常備消防費	5,859 △1,937	契約実績によるワクチン接種手数料の減額
消防費 常備消防費	消防吏員抗体検査及びワクチン接種事業	7,582	電気料金の単価高騰による光熱水費の増額
	消防庁舎維持管理事業	1,422	燃料単価高騰による燃料費の増額、医療系廃棄物処分委託料の増額ほか
	警防活動事業	1,500	修繕料の増額ほか
	消防指令機器等維持管理事業		
消防施設費	消防車両更新事業	△5,371 △5,358	契約実績による車両購入費等の減額

○歳出の主な増減の要因（性質別）

（単位：千円）

区 分	補正額	主 内 容	
人件費	△12,517	中途退職者の増（6名）による給料等の減額ほか	△12,517
物件費	12,969	LPガス及び電気料金の単価増による光熱水費の増額	
		・火葬場費	4,024
		・不燃物処理費	6,744
		・米子浄化場処理費	13,118
		・常備消防費	7,018
		実績見込み減による医薬材料費の減額	
		・米子浄化場処理費	△1,264
		契約実績による委託料の減額	
		・不燃物処理費	△9,233
		・米子浄化場処理費	△4,606
		実績見込み減による手数料（ワクチン接種手数料）の減額	
		・常備消防費	△1,937
維持補修費	△26,928	契約実績による設備補修工事費の減額	
		・不燃物処理費	△15,965
		・米子浄化場処理費	△11,388
扶助費	2,375	実績見込み増による児童手当の増額	2,375
補助費等	△761	補助対象日数の減による病院群輪番制病院運営事業補助金及び 病院群輪番制病院小児救急医療支援事業補助金の減額	△501
普通建設事業費	△5,358	契約実績による消防車両及び高度救命処置用資機材購入費の 減額	△5,358
公債費	△292	令和3年度地方債利子の確定による組合債利子の減額	△292
積立金	18,110	前年度決算剰余金の確定による財政調整基金積立金の増額	18,110

令和4年度補正予算(第5回)市町村負担金・対現計予算比較

(単位:千円)

区分	現金等、一般管理費ほか	市町村負担金		建設管理費		介護認定審査会費	障害者生活支援費	火災被害	不燃物処理費	委託費	ごみ処理費	水子浄化場処理費	消防費	合計
		旧法人負担金	新法人負担金	旧市町村負担金	新市町村負担金									
市町村	R04修正5	72,600	807	891	2	17,692	3,798	19,570	53,347	272,913	412,434	36,867	147,460	2,543,153
	現計予算	75,995	1,214	964	12	19,419	3,916	20,211	52,411	298,160	413,002	37,856	151,569	2,626,110
	比較	△3,395	△407	△73	△10	△1,727	△118	△641	936	△25,547	△568	△989	△4,109	△82,957
米子市	R04修正5	18,476	205	497	-	4,967	1,155	4,349	-	-	93,402	9,383	-	374,258
	現計予算	19,340	309	538	-	5,452	1,191	4,491	-	-	93,471	9,635	-	385,116
	比較	△864	△104	△41	-	△485	△36	△142	-	-	△69	△252	-	△10,858
日吉津村	R04修正5	4,665	52	71	-	1,123	204	464	3,326	17,431	24,650	2,368	4,229	63,908
	現計予算	4,881	78	76	2	1,232	210	479	3,268	18,918	24,688	2,432	4,432	63,639
	比較	△216	△26	△5	△2	△109	△6	△15	58	△1,487	△38	△64	△203	269
大山町	R04修正5	10,272	114	260	2	3,269	657	2,042	9,136	36,524	49,903	5,217	15,069	224,533
	現計予算	10,754	171	281	15	3,588	677	2,108	8,951	40,081	49,949	5,357	15,711	228,054
	比較	△482	△57	△21	△13	△319	△20	△66	185	△3,557	△46	△140	△642	△3,521
南郷町	R04修正5	7,885	87	209	1	2,200	505	1,370	6,502	25,774	37,352	4,005	13,280	156,790
	現計予算	8,254	131	225	8	2,415	521	1,415	6,375	28,538	37,403	4,112	14,229	155,633
	比較	△369	△44	△16	△7	△215	△16	△45	127	△2,764	△51	△107	△949	1,157
伯耆町	R04修正5	8,071	89	215	2	2,272	402	1,422	6,509	28,117	40,642	4,099	15,431	163,802
	現計予算	8,447	135	233	10	2,494	415	1,469	6,385	31,138	40,698	4,208	16,235	163,049
	比較	△376	△46	△18	△8	△222	△13	△47	124	△3,021	△56	△109	△804	753
日南町	R04修正5	5,000	55	125	-	1,711	308	558	4,608	21,357	27,198	2,539	-	93,799
	現計予算	5,235	83	135	-	1,879	317	577	4,512	23,263	27,219	2,608	-	91,290
	比較	△235	△28	△10	-	△168	△9	△19	96	△1,906	△21	△69	-	2,509
日野町	R04修正5	4,392	48	98	-	1,361	252	388	3,846	15,756	21,169	2,231	-	61,525
	現計予算	4,598	73	106	-	1,495	259	400	3,768	17,176	21,192	2,291	-	60,555
	比較	△206	△25	△8	-	△134	△7	△12	78	△1,420	△23	△60	-	970
江府町	R04修正5	4,272	47	93	-	1,318	242	354	3,797	16,905	23,146	2,170	-	57,212
	現計予算	4,473	71	100	-	1,446	250	366	3,719	18,464	23,181	2,229	-	56,279
	比較	△201	△24	△7	-	△128	△8	△12	78	△1,559	△35	△59	-	933
合計	R04修正5	135,633	1,504	2,459	7	35,913	7,523	30,517	91,071	434,477	729,896	68,879	195,469	4,442,797
	現計予算	141,977	2,265	2,658	47	39,420	7,756	31,516	89,389	475,738	730,803	70,728	202,176	4,560,677
	比較	△6,344	△761	△199	△40	△3,507	△233	△999	1,682	△41,261	△807	△1,849	△6,707	△117,880

令和4年度補正予算(第5回)市町村負担金・対当初予算比較

(単位:千円)

市町村	区分	議会費、一般管理費ほか		老人福祉施設管理費		施設管理費			介護認定審査会費	障害認定審査会費	民泊衛生施設費	火災損害	不燃物処理費	最低賃金	ごみ処理施設建設費	米子市化審院費	消防費	合計
		老人福祉施設管理費	施設管理費	旧広域処理施設管理費	旧広域処理施設管理費	その他事務費等												
米子市	R04補正5	72,600	807	891	2	9,844	17,692	3,798	19,570	53,347	272,613	412,434	38,867	147,460	1,495,228	2,543,153		
	R04当初予算比較	80,732	1,214	964	12	14,055	19,762	3,916	20,211	52,411	301,195	220,286	32,191	153,123	1,660,502	2,560,574		
境港市	R04補正5	18,476	205	497	-	2,505	4,967	1,155	4,349	-	-	93,402	9,383	-	374,258	509,197		
	R04当初予算比較	20,546	309	538	-	3,577	5,548	1,191	4,491	-	-	48,652	8,193	-	415,832	508,877		
日吉津村	R04補正5	4,665	52	71	-	633	1,123	204	464	3,326	17,431	24,650	2,368	4,229	63,908	123,124		
	R04当初予算比較	5,186	78	76	2	903	1,254	210	479	3,268	19,095	12,988	2,068	4,478	68,734	118,619		
大山町	R04補正5	10,272	114	260	2	1,393	3,269	657	2,042	9,136	36,524	49,903	5,217	15,069	224,533	358,391		
	R04当初予算比較	11,424	171	281	15	1,989	3,651	677	2,108	8,951	40,503	27,228	4,556	15,871	246,577	364,002		
南部町	R04補正5	7,885	87	209	1	1,070	2,200	505	1,370	6,502	25,774	37,352	4,005	13,280	156,790	257,030		
	R04当初予算比較	8,769	131	225	8	1,527	2,457	521	1,415	6,375	28,867	20,369	3,497	14,376	168,273	256,810		
伯耆町	R04補正5	8,071	89	215	2	1,095	2,272	402	1,422	6,509	28,117	40,642	4,099	15,431	163,802	272,168		
	R04当初予算比較	8,974	135	233	10	1,563	2,537	415	1,469	6,385	31,498	22,113	3,579	16,401	176,293	271,605		
日南町	R04補正5	5,000	55	125	-	678	1,711	308	558	4,608	21,357	27,198	2,539	-	93,799	157,936		
	R04当初予算比較	5,561	83	135	-	968	1,911	317	577	4,512	23,490	14,568	2,217	-	98,695	153,034		
日野町	R04補正5	4,392	48	98	-	596	1,361	252	388	3,846	15,756	21,169	2,231	-	61,525	113,652		
	R04当初予算比較	4,885	73	106	-	851	1,520	259	400	3,768	17,345	11,289	1,948	-	65,472	107,916		
江府町	R04補正5	4,493	25	48	-	255	499	78	112	9,880	283	9,880	283	-	33,947	37,466		
	R04当初予算比較	4,272	47	93	-	580	1,318	242	354	3,797	16,905	23,146	2,170	-	57,212	110,138		
合計	R04補正5	135,633	1,504	2,459	7	18,394	35,913	7,523	30,517	91,071	434,477	729,896	68,879	195,469	2,691,055	4,442,797		
	R04当初予算比較	150,829	2,265	2,658	47	26,261	40,112	7,756	31,516	89,369	480,643	389,709	60,144	204,249	2,961,170	4,446,748		
		△15,196	△761	△199	△40	△7,867	△4,199	△233	△999	1,682	△46,166	340,187	8,795	△8,780	△270,115	△3,951		



鳥取県西部広域行政管理組合における定年延長制度の導入について

国家公務員の定年が引き上げられることを踏まえ、地方公務員法の一部改正により管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度等が設けられることに伴い、職員の定年を段階的に年齢65年に引き上げるほか、所要の整備を行うもの。

1 定年延長関係

(1) 定年の引上げ

令和5年度から2年に1歳ずつ定年を65歳まで引き上げ (別紙参考)

年度	R5	R7	R9	R11	R13
定年年齢(歳)	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(2) 管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)の導入

- ① 管理監督職(管理職手当支給対象職)を占めている職員については、管理監督職勤務上限年齢(60歳)に到達後の最初の4月1日までに管理監督職以外の職へ降任又は転任。
- ② 当該管理監督職員や職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職において、職務の遂行上の特別の事情や職務の特殊性を勘案し、降任等によって公務の運営に著しい支障が生ずる場合は、特例として管理監督職勤務上限年齢を適用しないことができる。

(3) 給与の取扱い

- ① 給料 … 当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後「7割水準」とする。
- ② 退職手当 … 60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定する。

2 再任用制度関係

(1) 暫定再任用制度

現行の再任用制度は廃止となるが、令和13年度末までは暫定再任用制度として現行の再任用制度と同様の制度で運用する。

(2) 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後に退職した者を、従来の勤務実績に基づき定年前再任用短時間勤務職員として、定年退職相当日までの任期で再任用することができる。

※ 勤務時間及び給与の仕組み等は、現行の再任用短時間勤務職員と同様

3 情報提供・意思確認制度関係

職員の59歳到達年度中に、60歳以後の任用・給与・退職手当に関する情報を提供し、60歳に達した日以後の勤務の意思について確認を行う。

4 改正及び廃止する条例

鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例に基づき、米子市の条例を例とするものについては、本組合による条例改正は不要である。このため、今回本組合では、下記の条例について、改正及び廃止を行う。

- 鳥取県西部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例
- 鳥取県西部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 鳥取県西部広域行政管理組合職員の再任用に関する条例

一部改正

廃止

【参考】米子市の関係条例との関係

米子市		本組合		
		例とするもの	今回の改正等	該当なし
一部改正	米子市職員の定年等に関する条例		○	
	米子市一般職の職員の給与に関する条例	○		
	米子市職員の退職手当の支給に関する条例	○		
	米子市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例			○
	米子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例		○	
	米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例	○		
	米子市職員の育児休業等に関する条例	○		
	米子市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	○		
	米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例			○
	米子市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例			○
	米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例			○
	米子市職員の降給に関する条例	○		
	米子市職員の高齢者部分休業に関する条例	○		
米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例		○		
廃止	米子市職員の再任用に関する条例		○	

【参考】本組合の定年到達者数の推移

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
定年年齢(歳)	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65
事務局(人)	-	0	-	0	-	0	-	2	-	1
消防局(人)	-	5	-	4	-	2	-	3	-	3

定年の段階的引上げ

(別紙)

年度	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
定年	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65
(参考) 各年度で60歳に なる者が年金を支給され 始める年齢	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
S32.4.2	65歳 ※ 再任用⑤											
~S33.4.1	64歳 再任用④	65歳 暫再⑤										
S33.4.2	63歳 再任用③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤									
~S34.4.1	62歳 再任用②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤								
S34.4.2	61歳 再任用①	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤							
~S35.4.1	60歳 定年退職	61歳 暫再①	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤						
S35.4.2	59歳	60歳	61歳 定年退職	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤					
~S36.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤				
S36.4.2	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤			
~S37.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤		
S37.4.2	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤	
~S38.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤
S38.4.2												
~S39.4.1												
S39.4.2												
~S40.4.1												
S40.4.2												
~S41.4.1												
S41.4.2												
~S42.4.1												
S42.4.2												
~S43.4.1												
S43.4.2												
~S44.4.1												

※ 年齢は年度末年齢

